**五所川原ＰＲキャラクター「ごしょりん」着ぐるみ貸出・使用要領**

（趣旨）

第１条　五所川原地域ブランド推進啓発及び五所川原市のイメージ向上のため、五所川原ＰＲキャラクター「ごしょりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出し、使用させる場合について、必要な事項を定めるものとする。

（承認及び貸出機関）

第２条　着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、予め五所川原市長（以下「市長」という。）の承認を得なければならない。また、着ぐるみの貸出しについては、観光物産課が行うものとする。

（対象）

第３条　貸出しの対象は、次のとおりとする。

　（１）市民活動グループや団体及び企業

（２）その他市長が適当と認める者

（対象行事等）

第４条　着ぐるみは、次の各号に掲げる行事に使用する場合に貸出できるものとする。

　（１）五所川原市が開催する行事

　（２）県内の市町村が開催する行事

　（３）自治会、ＮＰＯ、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的としない行事

　（４）民間企業等が開催する行事で、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事

　（５）その他、市長が五所川原地域ブランド推進啓発及び五所川原市のイメージ向上に資すると判断した行事

（貸出物品）

第５条　貸出す着ぐるみは、原則１行事に対して１セットとする。

　（１）エアータイプは、本体・送風機・バッテリー各１箱ずつの計３箱で１

セットとする。

　（２）ウレタンタイプは、頭部・胴体・足の３パーツ及び、枝並びにたすきが入った箱が１箱で１セットとする。

（貸出期間）

第６条　貸出期間は、原則として１週間以内とする。

　ただし、市長が適当と認めた場合は、１週間を超えての貸出も可能とする。

（貸出方法）

第７条　着ぐるみの貸出しの手続きは、以下のとおり行うものとする。

（１）借受希望者は、「ごしょりん」着ぐるみ貸出申請書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）に必要事項を記入の上、貸出目的の詳細が分かる資料を添えて、１週間前までに市長に提出するものとする。ただし、借受希望者が五所川原市役所内部の者である場合は、誓約書（様式第２号）の提出を省略することができるものとする。

（２）市長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、「ごしょりん」着ぐるみ貸出承認・不承認通知書（様式第３号）により借受希望者に通知するものとする。なお、着ぐるみを着用する人物は借受希望者が手配するものとする。また、前項ただし書による申請の場合は、原則として電話やメール等による承認の通知となる。

（３）貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、観光物産課から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。その際はクリーニング等は必要ないが、原状回復（ほつれた箇所を修繕したり、土等で汚れた場合は拭き取る等）の上、返却する。

（４）申請状況によっては、貸出しが受けられない場合がある。

（料金）

第８条　貸出料金は無料とする。ただし、運搬に係る経費は借受者の負担とする。

（その他）

第９条　借受者が、着ぐるみを破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。

（使用方法）

第１０条　借受者は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

　（１）借受者は、着ぐるみの使用目的に即した利用とする。

（２）借受者は、第三者に転貸してはならない。

（３）借受者は、着ぐるみの使用及び使用後の手入れについては本要領及び

別紙の留意事項により取り扱うものとする。

（承諾の取消）

第１１条　市長は、借受者が第１条から第１０条までの事項や別紙の留意事項に違反し、かつ是正される見込がないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すこと等ができる。また、前段の処置をとった際に借受者に損害が生じても、市長はその責を負わないものとする。

（補則）

第１２条　この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに関わる必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成２６年５月３０日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年１０月１２日から施行する。

附則

この要領は、令和元年９月３日から施行する。

別　紙

**着ぐるみの使用及び使用後の手入れ等に関する留意事項**

１　会場の気温、天候等を考慮し、着用者の水分補給や頭部等の冷却など、十

分な暑さ対策をすること。また、長時間着用する場合は適宜休憩をとるなど、

無理のない着用をすること。

２　着ぐるみを着用するものは、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖や長ズボン等を着用すること。

３　原則として、雨天時の屋外での使用は控えること。

４　五所川原ＰＲキャラクターのイメージを保つため、着ぐるみを着用した状態でのイメージを低下させるような行為やポーズ、声出し、頭脱ぎ等は慎むこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。

５　着ぐるみを着用すると視野が狭まり、音声も聞き取りにくくなるので、安全対策のため補助者をつけること。

６　使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋は裏返しにして風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。

７　着ぐるみ（特にエアータイプ）は柔らかい素材でできているので、極度に動きの激しい利用を避け、輸送、保管の際の置き方には十分注意すること。

８　着ぐるみの使用状況の確認に要するため、使用後は速やかに活動写真（データ又はプリント）を下記担当に提供すること。